

規制の事後評価書

法令の名称：家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

規制の名称：(ア) 家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け

(イ) 飼養衛生管理者の選任の義務化

(ウ) 予防的殺処分の対象疾患の拡大

(エ) 家畜防疫官の権限の強化

規制導入時の区分：☒新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

評価実施時期：令和8年3月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

ア 家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け
家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散を防止するため、以下のとおり措置する。

- ・都道府県知事は、家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散を防止するため、悪性伝染性疾患にかかっている動物がいた場所又はその死体のあった場所等の消毒や、当該場所とその他の場所との通行制限を行うことができる旨の規定を措置。
- ・都道府県知事は、現行のまん延防止措置のうち、検査、注射、薬浴又は投薬、家畜等の移動制限等の規定については、家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散の防止を目的とした場合にも行えるよう措置。
- ・都道府県知事は、家畜伝染病のまん延（家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散を含む。）の防止のため、家畜の所有者に対し、指導及び助言を経ないで、畜舎等の外への病原体の拡散の予防に関する事項等を遵守すべき旨の勧告及び命令ができる旨の規定を措置。

イ 飼養衛生管理者の選任の義務化

- ・飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、衛生管理区域内において従業者等を管理するとともに、従業員等の教育、訓練等を行う飼養衛生管理者を選任しなければならない旨の規定を措置。
- ・家畜の所有者は、飼養衛生管理者について、従業員等の管理等の業務を行う上で必要な知識の習得及び向上を図るため、必要な研修を受けさせるよう努めなければならない旨の規定を措置。

ウ 予防的殺処分の対象疾患の拡大

- ・現在、口蹄疫にのみ認められている予防的殺処分の対象疾患にアフリカ豚熱を追加するとともに、家畜以外の動物が口蹄疫又はアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合にも、予防的殺処分ができるよう措置する。

エ 家畜防疫官の権限の強化

- ・出入国者の携帯品中の指定検疫物（肉・肉製品等）の有無を、家畜防疫官が質問・検査することができるよう措置する。
- ・違反畜産物の廃棄権限を追加する。

＜今後の対応＞

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

＜課題の解消・予防の概況＞

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜行政費用の概況＞

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 家畜における悪性伝染性疾患の発生及びまん延防止効果	事前評価時	野生動物対策及び農場における飼養衛生管理基準の遵守水準の向上策を実施することにより、損害の発生を最小限度まで抑えることができる。
	事後評価時	・豚熱に関しては、令和7年9月時点で、北海道、千葉県、大分県、熊本県、沖縄県を除く42都府県で野生イノシシにおける陽性事例を確認。当該都府県においては死体が見つかった場所等での消毒を実施。 ・飼養衛生管理者の選任状況については豚飼養農場の97.2%で飼養衛生管理者が選任(令和6年2月1日現在の定期報告より)。 こういった取組等から、野生イノシシでの豚熱の発生は起きているものの、豚熱の飼養豚における感染は、令和2年7月以降、1年平均約8事例、4.8万頭の殺処分、被害額は14.4億円程度に抑えられている。(規制導入前は、1年平均で約39事例、11.4万頭の殺処分、被害額は約34億円程度)
②アフリカ豚熱又は口蹄疫の早期の封じ込め効果	事前評価時	早期の封じ込めを行うことが可能となり、損害の発生を最小限度に抑えることができる。
	事後評価時	アフリカ豚熱及び口蹄疫は発生していないため、予防的殺処分の実施による効果を定量化することはできない。
③監視伝染病の病原体の侵入防止効果	事前評価時	—
	事後評価時	水際検疫において令和6年に旅客携帯品による持込み違反摘発件数は過去最多の約20.2万件（速報値）を記録（事前評価前の令和元年度は11.0万件）しており、適切な水際検疫の実施により、アフリカ豚熱等の悪性伝染性疾患の侵入を防ぐことができている。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
① 家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散防止策の実施に当たり、家畜の所有者等において生ずる費用	事前評価時	具体的な運用方法が明確になっていないため、試算するのは困難である。
	事後評価時	国民に対する通行制限や、まん延防止のために指導及び助言を経ずに勧告命令をした事例はなく、費用は生じていない。
② 従業員などの飼養衛生管理基準の遵守状況の管理や飼養衛生管理基準に関する研	事前評価時	具体的な運用方法が明確になっていないため、試算するのは困難である。 仮に、従業員等の管理業務については普段の業務中に実施するものであり、追加的費用は想定されない、また、研修の受講について

修、従業員などに対する教育及び訓練等に生ずる費用		は年に1回程度、従業員等に対する飼養衛生管理基準の周知並びに飼養衛生管理に係る教育及び訓練については、月2回程度それぞれ2時間ずつ行うものとして試算すると、 ・約1,358円（当時の飼養衛生管理者の1時間当たり人件費）（注）×50時間（年間2時間（研修／年）+48時間（2時間×2回／月×12か月。従業員等に対する周知、教育及び訓練）＝一の衛生管理区域当たり、約6.8万円 注：約4,600円（養豚農家の1頭当たりの年間人件費。平成30年度農業経営統計調査（肥育豚生産費）より）×約2,120頭（養豚農家の平均飼養頭数。平成31年畜産統計調査より）÷365日÷8時間÷2.46人（平成30年農業経営統計調査より）
	事後評価時	都道府県に確認したところ、飼養衛生管理者に対して年1回（2時間程度）の研修会を実施していた。また、従業員等に対する教育及び訓練については、月1回に約20分の会議及び年1回の勉強会を20分程度実施している事例が確認された。これをもとに試算すると、 ・約2,157円（現在試算される飼養衛生管理者の1時間当たり人件費）（注）×6時間20分（年間2時間（研修／年）+4時間20分（20分×12か月+20分。従業員等に対する周知、教育及び訓練）＝一の衛生管理区域当たり、約1.4万円 注：約2,157円＝約5,422円（養豚農家の1頭当たりの年間人件費。令和5年度農業経営統計調査（肥育豚生産費）より）×約2,810頭（養豚農家の平均飼養頭数。令和6年畜産統計調査より）÷365日÷8時間÷2.42人（令和5年農業経営統計調査より） なお、当該研修等は業務時間内に実施しているものであり、追加的費用は生じていないと考えられる。
③ 予防的殺処分に必要な費用	事前評価時	憲法第29条第3項に基づく正当な補償として、殺処分家畜の評価額の全額が家畜の所有者に支払われるため、遵守費用は生じない。
	事後評価時	実際にアフリカ豚熱及び口蹄疫の発生はないため、遵守費用は生じていない。
④ 家畜防疫官の権限の強化に伴い要する費用	事前評価時	携帯品の検査や質問を受けるのみであり、また、自ら焼却・埋却等の措置を講じなければならないわけではなく、遵守費用は生じない。
	事後評価時	遵守費用は生じていない。

■行政費用

		算出方法と数値
①家畜以外の動物におけ	事前評価時	具体的な運用方法が明確になっていないため、試算するのは困

る悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散防止策の実施に当たり要する費用		難である。 仮に試算すると、 ・法第 25 条の 2 第 1 項に基づく 1 回当たりの消毒に要する薬品の購入費：1,000 円×70 袋（消石灰）＝70,000 円 ・法第 32 条に基づき周辺の農場に対して家畜等の移動制限を課している期間、消毒ポイントを設置することに伴い要する費用：70 万円（今般の豚熱発生事例において A 県で実施した消毒ポイントの設置に伴い要した 1 日の費用の平均値）×28 日（移動制限の期間）＝約 1,960 万円
	事後評価時	・法第 25 条の 2 第 1 項に基づく 1 回当たりの消毒に要する薬品の購入費（1,000 円×70 袋（消石灰）＝70,000 円）等が発生したが、法第 28 条の 2 に基づく消毒ポイントの設置等は実施しておらず、遵守費用は発生していない。
②飼養衛生管理者の選任に伴い要する費用	事前評価時	選任状況の確認に要する人件費等が想定される一方、具体的な運用方法が明確になっていない現段階においてそれに伴い要する費用を試算するのは困難。
	事後評価時	飼養衛生管理者への選任状況は、飼養衛生管理基準の遵守指導の際に伴って確認されるため、追加的に費用は生じていない。
③ 予防的殺処分に伴い要する費用	事前評価時	具体的な運用方法が明確になっていないため、試算するのは困難である。 仮に試算すると、 ・我が国の養豚密集地域において、家畜又は家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱の陽性確認地点から、半径 3 km 以内で飼養されている家畜を予防的殺処分することとなった場合の国の負担額：2 万円/頭（当時の養豚の平均評価額）×約 9.2 万頭（※）＝18.4 億円 ※我が国における養豚が盛んな都道府県の区域内の養豚密集地域から無作為で抽出した 10 地点の中で、最も半径 3 km 以内の飼養頭数が多かった地点における飼養頭数
	事後評価時	実際にアフリカ豚熱及び口蹄疫の発生はないため、行政費用は生じていない。
④ 家畜防疫官の権限の強化に伴い要する費用	事前評価時	追加の行政費用は生じない。
	事後評価時	追加の行政費用は生じていない。

■その他の負担

・なし

3 考察

- ア 家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け**
- 伝染病のまん延防止対策については、状況に応じて様々な対応を選択し実施することから、追加された全ての措置が実際に講じられているものではないが、実施された措置によって効果は生じており、当該規制を継続することが妥当と考えられる。
- イ 飼養衛生管理者の選任の義務化**
- 本規制の遵守状況は 97.2%となっており、未だ選任されていない事例があるが、本規制が飼養豚での豚熱の発生の減少に寄与していると考えられること、また、飼養衛生管理の徹底において従業員全員の管理や知識の習得がなされていることは非常に重要であり、飼養衛生管理の徹底は引き続き必要な状況にあることから、当該規制を継続することは妥当と考えられる。
- ウ 予防的殺処分の対象疾病の拡大**
- 令和 8 年 3 月時点でアフリカ豚熱及び口蹄疫の国内での発生はないため、予防的殺処分を行った事例はないが、アフリカ豚熱及び口蹄疫は一度発生した場合に伝播経路の遮断が困難であり、また、家畜以外の動物から感染が広がる可能性も高いことから、まん防止のために当該規制を継続することは妥当と考えられる。
- エ 家畜防疫官の権限の強化**
- 依然として、周辺国には口蹄疫やアフリカ豚熱のまん延が続く中、令和 6 年の訪日外客数は、コロナ禍前の令和元年と比較して 15.6%増の 3,687 万人と過去最高を記録し、我が国への悪性伝染性疾患の侵入リスクは引続き高い状況にある。家畜防疫官の検査や質問は違反品の摘発に一定程度寄与していること、また、今後も水際検疫における厳格な対応が必要な状況から、当該規制を継続することは妥当と考えられる。